

交通機関の定期券払い戻し対応について（お知らせ）

各交通機関に定期券の払い戻し等に問い合わせたところ、次のような対応方法を回答していただきましたのでお知らせします。

なお、各交通機関で対応が異なっておりますので、詳細につきましては直接各交通機関にお問い合わせください。

■電車

交通機関	対 応
○ JR 東日本	<p>通常の払い戻しは月割りで、7日間を越えて使用した場合は、1か月使用したものとみなし払い戻しはない。また、払戻日は申し出た日とされる。</p> <p>今回は特例により、4月8日以降当該定期券を利用していない場合は、4月7日に払い戻しを申し出たものとみなし、1か月単位で計算した額（当該定期券の使用開始後7日以内の場合は利用日数分の往復運賃を差し引いた額）を手数料がかかるが払い戻す（1か月定期は7日使用すると、1か月使用したとみなされる）。</p> <p>なお、4月8日以降に当該定期券を使用した場合は、その最終使用日に払い戻しの申し出をしたものとして取り扱う。</p> <p>基本的には各駅に問い合わせいただきたい。</p> <p>テレフォンセンター 050-2016-1600</p>
○ JR 東海	<p>通常の払い戻しは月割りで、7日間を越えて使用した場合は、1か月使用したものとみなし払い戻しはない。また、払戻日は申し出た日とされる。</p> <p>今回の場合も基本的には通常の払い戻し（月割り）と同じ対応をするが、新たに最終登校日にさかのぼり（例えば4月9日）、1か月以上残りがあれば払い戻す。</p> <p>詳細は各駅に問い合わせいただきたい。</p>
○ しなの鉄道	日割りの払い戻しについて、社内で検討中。
○ 長野電鉄	基本的に月割りで払い戻す。日割りの払い戻しについて、社内で検討中。
○ 松本電鉄	<p>通常の払い戻しは月割りで、3日間を越えて使用した場合は、1か月使用したものとみなし払い戻しはない。また、払戻日は申し出た日とされる。</p> <p>4月8日以降当該定期券を利用していない場合は、4月7日に払い戻しを申し出たものとみなし、所定の計算方法により算出した額を手数料がかかるが払い戻す。</p> <p>なお、4月8日以降に当該定期券を使用した場合は、その最終使用日に払い戻しの申し出をしたものとして取り扱う。</p>
○ 上田電鉄	「通常開始日から7日目まで、その月は日割り」だが、他社と合わせたい。7日目を少し伸ばせるか、10日頃までには検討する。

■バス

学校ごとに直接バス会社にお問い合わせください